

産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度  
小委員会資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向  
性について」に関する意見書

2012年（平成24年）11月15日  
日本弁護士連合会

本年9月28日に開催された第20回の産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会（以下「委員会」という。）の配付資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」（以下「第20回資料2」という。）に関し、以下のとおり、意見を述べる。

### 意見の趣旨

第20回資料2で示された画像デザインに対する保護を拡充するという基本的方向性に賛成する。

第20回資料2の2.(4)、3.(4)及び4.(3)のそれぞれ「対応の方向性」と題する項に挙げられた提案事項についての意見は、以下のとおりであり、意匠法の改正に当たっては、実務上の混乱を生じさせないように新しい制度の意匠法上の位置づけや基準を明確にし、論理的整合性のとれた形で規定を設けるように求める。

保護対象について（第20回資料2の2.(4)）

画像デザインの保護対象を拡大するため、現行法で要求されている「物品との一体性」の要件や機能・操作要件を緩和することに賛成する。

権利設定・効力範囲について（同資料3.(4)）

権利設定につき、従来型の物品の部分として権利化することを可能とするとともに、複数の種類の機器に表示し得る画像デザインについて情報機器の画像として権利化することも可能とすることは妥当である。

「従来型の画像と情報機器の画像は、お互い効力が及ばない」と定めることは、棲み分けができることになり、権利の安定性に資するので、結論として支持できると考える。ただ、従来型の画像と情報機器の画像とが重複して取得される事態がなるべく生じないように法令等で定め、出願人に対する十分なガイダンスを行うように求める。

侵害について（同資料4.(3)）

新しい種類の画像デザインを保護対象とすることによって、従来の規定

では適切に権利行使ができない場合が生じる余地もあるので、現行規定を整理し、または見直す必要があると考える。

## 意見の理由

### 1 総論

意匠法は、2006年の意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）により、一定の画像デザイン、すなわち、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」（2条2項）も含めて意匠として保護するよう改正された。

当連合会は、2007年3月14日付け「『意匠審査基準の改正案』に関する意見」において、画像についての審査基準案の説明をより明確化すべきであるとの意見を公表しており、その後、画像に関する意匠審査基準は数度にわたり改訂されて、基準の明確化が図られてきたところである。

しかしながら、2006年の意匠法改正後における、スマートフォンに代表される多機能の携帯情報端末の普及には目覚ましいものがあり、これらの端末にインストールするためのソフトウェアの開発に多くの企業がしのぎを削っているのが現状である。我が国の意匠法における画像デザインの保護の範囲がなお限られていて、主要国の法制に比べて見劣りすることは否めない。独創的な画像デザインの保護を拡充しようとする第20回の委員会で示された基本的方向性は、この点で支持することができる。

また、第14回以降の委員会において検討されているヘーグ協定ジュネーブアクト及びロカルノ協定への加盟は、意匠の国際登録を促すことにつながると考えられるが、その際、我が国の意匠法における保護の水準を、他国と比べて遜色のないものとする必要性は高くなると言える。そのため、今回の意匠法改正において、ヘーグ協定ジュネーブアクト及びロカルノ協定への加盟とともに、画像デザインに対する保護の拡充を実現しようとする方針は、妥当だと考える。

なお、第20回資料2においては、ユーザーの意見を踏まえつつ、「対応の方向性」がまとめられており、それ自体妥当なことであるが、そのため、物品との一体性要件を緩和しつつも、撤廃しないこととしたため、主要国の法制と異なる我が国独特の要件が撤廃されずに残っているなど、意匠制度の活用を促進する観点からは徹底を欠くきらいがある。それゆえ、第20回資料2の具体的提案は、意匠制度改革の最終形とまでは言えず、過渡的な姿と評

価すべきであり、新しい制度の利用状況を検証しながら、将来さらに保護を拡充することも検討すべきであるとする。

次項以下の各論においては、第20回資料2の2.(4)、3.(4)及び4.(3)のそれぞれ「対応の方向性」と題する項に挙げられた提案事項を抜粋して枠内に示し、これに対する意見を述べる。

## 2 保護対象について(第20回資料2の2.(4))

### 第20回資料2の3頁

下記のような、画像について保護対象としてはどうか。

- ・機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像
- ・ネットワーク等を介して外部から提供される画像(例:ネットバンキングの画像)

現行の我が国の意匠審査基準74.1.2は、「物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること」を要求しており、物品とは独立して創作、販売されるソフトウェア等の画面デザイン、ネットワークを介して伝送される画面デザイン等は保護の対象とはならないとされている(一般財団法人知的財産研究所『デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』96～99頁(2012年)参照)。

ただ、この「物品との一体性」の要件は、米国、欧州、韓国(2012年9月に立法予告されたデザイン保護法改正案)においては要求されておらず、意匠法における本質的要件ではない。むしろ、この要件は、権利範囲を限定的にしようとする考慮から我が国で維持されてきたものと言える(産業構造審議会知的財産政策部会『意匠制度の在り方について』32～35頁(2006年)参照)。

そして、2006年以降の多機能の携帯情報端末の普及等に鑑みれば、機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像やネットワーク等を介して外部から提供される画像についても、新規性、創作非容易性等の要件が満たされる限り、「物品との一体性」の要件が厳密には満たされないとしても、保護を与える必要性は高くなっている。また、画像を保護するに当たって、専用機か汎用機か、組み込みソフトウェアか独立して創作され流通するソフトウェアか、プリインストールされたものかアップデートにより追加されるものかを区別して保護の可否を決するのは、合理的ではなく、実益も乏しいと言わざるを得ない。

よって、「物品との一体性」の要件を緩和し、機器にインストールされたO

Sやアプリケーションにより表示される画像やネットワーク等を介して外部から提供される画像も保護対象として加えるのが妥当である。

#### 第20回資料2の4頁

何らの操作の用に供さない以下のような画像は、引き続き今回の制度改革においては意匠権による保護対象としないとしてはどうか。

- ・映画・写真・テレビ映像等
- ・単なるキャラクター画像

2006年の意匠法改正により2条2項が改正されたのを受けて、意匠審査基準74.2(2)は、「物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること」を要求しているが、このいわゆる機能・操作要件は、米国、欧州、韓国において要求されているものではない。

前記の案は、「何らの操作に供さない」画像を意匠権による保護対象から除外することにより、機能・操作要件を維持し、または緩和しつつ残すものであり、これは、画像デザインの保護対象を拡充する範囲に一定の歯止めをかけることを望むユーザーの要望を考慮し、「物品との一体性」の要件を緩和しつつも撤廃しないという今回の意匠法改正の方向性に沿うものとしては、評価することができる。

なお、映画・写真・テレビ映像等や単なるキャラクター画像は、著作権法による保護も可能であるが、この点は、従来より、著作権法による保護と重複した意匠登録が認められているのであるから、特に問題ではない。また、このような物品の操作の用に供される写真やキャラクター画像を意匠登録対象とする場合であっても、新規性、創作非容易性要件の充足が必要であることも当然である。

ただし、「何らの操作の用に供さない」の具体的な法文の文言については、意匠権による保護対象を選別するメルクマールとして機能するように、より明確な基準を検討すべきものと思われる。

### 3 権利設定・効力範囲について(第20回資料2の3.(4))

#### 第20回資料2の6頁

プリインストール、アップデートを問わず、特定の機器と一体不可分な画像デザインについては、引き続き「デジタルカメラ」、「エレベーター」、「電卓」といった従来型の物品の部分として権利化を可能としてはどうか。

特定の機器と一体不可分な画像デザインを引き続き従来型の物品の部分として権利化を可能とすることは、既存の出願実務を維持するものとして、今

回の意匠法改正の方向性としては妥当であり、「プリインストール、アップデートを問わず」に権利化を可能とする点も、前述のとおり妥当である。

第20回資料2の6頁

新たに、アプリケーションソフトの画像等の複数の種類の機器に表示し得る画像デザインについては、情報機器の画像として権利化することを可能としてはどうか。

第20回資料2の7頁

従来型の画像と情報機器の画像は、お互い効力が及ばない方向で検討してはどうか。

複数の種類の機器に表示し得る画像デザインを情報機器の画像として権利化しようとする考え方は、第18回の委員会（本年6月20日開催）で配付された資料2「3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について」（5～10頁）の類型2（米国型）のうちの「画像を有体物の一部として保護する場合」（表示画面を有する物品の総称的な「表示機器」等を単位として権利設定する方法）に相当すると考えられる。この考え方は、同じ類型2（米国型）のうちの「画像を有体物と同等に保護する場合」（「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」や「アイコン」等を単位として権利設定する方法）に比べて、「物品との一体性」の要件になじみやすい考え方であり、今回の意匠法改正の方向性としては、支持できる。

なお、提案されている「情報機器」という名称は常識的ではあるが、その内包及び外延が明確ではなく、しかも、将来の技術革新により、どこまで範囲が拡大することになるのかも分からない状況にある。よって、実務的にみて出願及び権利行使の場面において、ユーザー等関係者に不安と混乱を生じさせるおそれがないように、法令等において「情報機器」という物品の具体的概念の更なる明確化を図ることが重要であることは言うまでもない。

また、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に合わせて、複数意匠一括出願制度の導入が検討されているが、複数の物品を一の出願で権利化することができるのであれば、出願人は、権利範囲に不明確さの残る「情報機器」という物品と併せて、個々の物品についても意匠登録出願することが予測される。そうすると、上位概念たる「情報機器」の画像と個々の物品の部分の画像の意匠権の重複が生じ得、その調整が問題となる。

この点、第20回資料2の提案は、「従来型の画像と情報機器の画像は、お互い効力が及ばない」としており、ほかの制度設計をすることを検討する余地もあったとは思われるが、ユーザーの権利調査の負担に対する懸念に応え

一つの解決策として理解することができる。また、従来型の画像と情報機器の画像とが重複して取得された場合にも、各意匠権が「お互い効力が及ばない」として棲み分けができることになり、権利の安定性に資するので、結論として支持できると考える。ただ、従来型の画像と情報機器の画像とが重複して取得される事態がなるべく生じないように、法令等において、情報機器の画像の出願において許容される図面提出要件や願書の記載要件等の権利設定の仕方を含めて、出願人に対する十分なガイダンスを行うように求める。

#### 4 侵害について（第20回資料2の4.(3)）

##### 第20回資料2の9頁

現行の規定を前提としつつも、プログラム等の作成・提供行為に対し適切に権利行使できるような実施規定やみなし侵害規定のあり方を検討する必要があるのではないか。

「機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像」については、プログラム等が「情報機器」にインストールされるので、「情報機器」という物品（の部分たる画像）の製造にのみ用いる物（プログラム等）（意匠法38条1号）があると考えて間接侵害（みなし侵害）を構成するとも解釈し得るが、前記の「製造にのみ用いる」という要件を満たさない場合は侵害を問えないことになる。また、「ネットワーク等を介して外部から提供される画像」については、プログラム等のインストールを必要とせずに、ウェブサイトへのアクセスのみで画像が現れるのであれば、意匠法38条1号を適用することは困難ではないかと思われる。

このような点に鑑み、被疑侵害画像が表示されるプログラム等の作成、提供行為などについて、端的に侵害を問えるように、現行規定を整理し、または見直すことを検討する必要があると考える。

##### 第20回資料2の9頁

現行意匠法において、侵害が問われる行為は「業として」行われる行為に限定されており、エンドユーザーの行為が問題となることは現実には少ないとも考えられるが、それで問題がないか、加えて何らかの法的手当を行う必要があるかないか検討する必要があるのではないか。またその際、我が国の他の知的財産権法との整合性等も考慮しつつ、検討することとしてはどうか。

エンドユーザーの行為が問題となることが現実に少ないのは指摘のとおりであるが、エンドユーザーの行為として想定されるような画像の閲覧・操作等が繰り返し継続して行われる場合、「業として」（意匠法23条）の解釈い

かんによっては、「業としての使用」に該当し、直接侵害を問われる可能性がある。また、現在、企業等による「業として」のウェブサイト画像等の閲覧・操作等のごく一般的に行われているが、これらの行為について「使用」に該当するとして侵害を問うことの正当性・妥当性には疑問のあるところである。

この際、思い切って、ネット社会の利便性が損なわれないように、単なる画像の閲覧・操作等に対しては、侵害を問わないとする方向性も検討すべきではないかと考える。

以上